災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

３　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
４　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
２　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
２　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
３　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道老人福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２６年１１月５日

甲　北海道

北海道知事

乙　北海道老人福祉施設協議会

会　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道老人保健施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

３　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
４　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
２　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
２　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
３　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道老人保健施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２６年１１月５日

甲　北海道

北海道知事

乙　一般社団法人北海道老人保健施設協議会

会　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道身体障害者福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者（児）の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者（児）数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

３　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
４　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
２　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
２　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
３　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道身体障害者福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２６年１１月５日

甲　北海道

北海道知事

乙　北海道身体障害者福祉施設協議会

会　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道知的障がい福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者（児）の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者（児）数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

３　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
４　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
２　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
２　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
３　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道知的障がい福祉協会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２６年１１月５日

甲　北海道

北海道知事

乙　一般社団法人北海道知的障がい福祉協会

会　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道救護施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

３　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
４　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
２　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
２　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
３　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道救護施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 ３ 月 ３１日

甲　北海道
　　北海道知事

乙　北海道救護施設協議会
　　会　　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道児童施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用児の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用児を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用児の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を　要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用児数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用児の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要　請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対　し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭に　より行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用児数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道児童施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 ３ 月 31 日

甲　北海道
　　北海道知事

乙　北海道児童施設協議会
　　会　　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道精神障害者社会福祉事業協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

３　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
４　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
２　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
２　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
３　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道精神障害者社会福祉事業協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年３月３１日

甲　北海道
　　北海道知事

乙　北海道精神障害者社会福祉事業協議会
　　会　　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会（以下総称して「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会それぞれの事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 ３ 月 ３１ 日

甲　北海道

北海道知事

乙　公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部

会　　長

乙　一般社団法人北海道認知症グループホーム協会

会　　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道母子生活支援施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用世帯の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用世帯の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用世帯数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用世帯の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用世帯数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

３　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
４　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
２　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
２　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
３　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道母子生活支援施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 ３ 月 ３/ 日

甲　北海道

北海道知事

乙　北海道母子生活支援施設協議会

会　　長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目

（趣旨等）
第１条 この細目は、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書（以下「協定書」という。）第１３条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）
第２条　災害対策基本法第２条第１項に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波等の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは放射性物質の大量の放出等」の原因により生じた被害で、被災施設だけでは利用者（児）の処遇や施設運営の継続が困難と認められる規模の災害を対象とする。

（支援要請の手続）
第３条　協定書第３条第１項の規定に基づき、利用者（児）の避難を必要とする被災施設が北海道（施設所管課（別紙施設所管課一覧のとおり））に対し行う支援要請は、様式１－１により行うものとする。
２　協定書第３条第２項の規定に基づき、利用者（児）の避難を必要としない被災施設が北海道（施設所管課）に対し行う支援要請は、様式１－２により行うものとする。
３　協定書第３条第２項の規定に基づき、受入施設が北海道（施設所管課）に対し行う支援要請は、様式１－３により行うものとする。

（支援実施の手続）
第４条　前条第１項の要請を受けた北海道が、協定書第４条第２項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式２－１により行うものとする。
２　前条第２項の要請を受けた北海道が、協定書第４条第２項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式２－２により行うものとする。
３　前条第３項の要請を受けた北海道が、協定書第４条第２項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式２－３により行うものとする。

（終了の報告）
第５条　協定書第５条の規定に基づき、支援の終了後、協定書第２条第１項の支援を受けた被災施設は、様式３－１を、また、同条第２項の支援を受けた受入施設は、様式３－２を、北海道（施設所管課）に提出するものとする。

（情報交換等）
第６条　加入施設は、協定書第９条第１項の規定に基づき、毎年度当初に、様式４－１（入所施設用）もしくは、様式４－２（居住系事業所用）を北海道（施設所管課）に提出するものとする。

（事務局名簿）
第７条　協定書第１１条の事務局名簿は、別表１のとおりとし、その内容に変更が生じた都度、更新する。

（連絡窓口名簿）
第８条　協定書第１２条の連絡窓口名簿は、別表２のとおりとし、その内容に変更が生じた都度、更新する。

附則
この要領は、平成２６年１１月５日から施行する。
この要領は、平成２７年３月３０日から施行する。

避難を必要とする被災施設用（施設→道）

（様式１－１）

平成　　年　　月　　日

北 海 道 知 事　様

施設種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支 援 要 請 書

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書第３条第１項の規定により、次のとおり支援を要請します。

記

1　被災の状況（該当項目にレ点を記入）

施設（建物）の被災状況	□建物損壊（□ 全壊・□ 半壊・□ 一部 ）　□床下浸水 □床上浸水　□電気不通　□ガス不通　□水道不通 □その他（　　）
利用者（児）の被災状況	負傷者の有無　□有→負傷者数（　　）人　□無 □その他（　　）
職員の被災状況	負傷者の有無　□有→負傷者数（　　）人　□無 □その他（　　）

2　受入要請利用者（児）数及び受入要請期間

受入要請 利用者（児）数	人 特に配慮が必要な事項（　　）
受入要請期間	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日

3　その他必要な事項（該当項目にレ点を記入）

□受入要請利用者（児）の移送

□自施設での移送

→乗車人数（　　）人　　必要台数（　　）台

□支援施設等での移送

→乗車人数（　　）人　　必要台数（　　）台

特に配慮が必要な事項（　　）

□その他

（　　）

記入者職・氏名	
連絡先	

※上記に記入できない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

避難を必要としない被災施設用（施設→道）

（様式１－２）

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

施設種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支　援　要　請　書

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書第３条第２項の規定により、次のとおり支援を要請します。

記

１　被災の状況及び支援が必要な理由（該当項目にレ点を記入）

被災の状況	施設（建物）の被災状況	□被害なし　□建物損壊（□半壊・□一部）　□床下浸水 □床上浸水　□電気不通　□ガス不通　□水道不通 □その他（　　）
	利用者（児）の被災状況	負傷者の有無　□有→負傷者数（　　）人　□無 □その他（　　）
	職員の被災状況	負傷者の有無　□有→負傷者数（　　）人　□無 □その他（　　）
支援が必要な理由		

２　必要とする支援の内容及び期間（該当項目にレ点を記入）

区　分	具体的な内容	必要な支援の期間
□生活物資等の提供	□医薬品（物品名：　　数量：　　） □衛生用品（物品名：　　数量：　　） □食　料（物品名：　　数量：　　） □飲　料（物品名：　　数量：　　） □その他（　　）	
□支援職員の派遣	□介護職員　（　　）人 □看護職員　（　　）人 □相談員　（　　）人 □その他　（　　）人	年　月　日 ～ 年　月　日

３　その他必要な事項

（　　）

記入者職・氏名	
連絡先	

※上記に記入できない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

受入施設用（施設→道）

（様式１－３）

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

施設種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支　援　要　請　書

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書第３条第２項の規定により、次のとおり支援を要請します。

記

１　受入利用者（児）数及び受入見込期間

被災施設の名称	
受入利用者（児）数	人
受入見込期間	年　月　日～　年　月　日

２　必要とする支援の内容及び期間（該当項目にレ点を記入）

区　分	具体的な内容	必要な支援の期間
□生活物資等の提供	□医 薬 品（物品名：　数量：　）	
	□衛生用品（物品名：　数量：　）	
	□食　料（物品名：　数量：　）	
	□飲　料（物品名：　数量：　）	
	□そ の 他（　）	
□支援職員の派遣	□介護職員　（　）人	年 月 日
	□看護職員　（　）人	～
	□相 談 員　（　）人	年 月 日
	□そ の 他　（　）人	

３　その他必要な事項

記入者職・氏名	
連絡先	

※上記に記入できない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

被災施設利用者の受入等要請（道→施設）

（様式２－１）

平成　　年　　月　　日

（　　）　様

北海道知事

支　援　要　請　書

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書第３条第１項の規定に基づく支援要請がありましたので、同第４条第２項の規定により、次のとおり支援を要請します。

記

1　被災の状況（該当項目にレ点を記入）

被災施設の種別・名称		
被災施設の住所・連絡先		
被災の状況	施設(建物)の被災状況	□建物損壊（□全壊・□半壊・□一部）　□床下浸水　□床上浸水 □電気不通　□ガス不通　□水道不通 □その他（　　）
	利用者(児)の被災状況	負傷者の有無　□有→負傷者数（　　）人　□無 □その他（　　）
	職員の被災状況	負傷者の有無　□有→負傷者数（　　）人　□無 □その他（　　）

2　受入要請利用者（児）数及び受入要請期間

受入要請 利用者（児）数	人 特に配慮が必要な事項（　　）
受入要請期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

3　その他必要な事項（該当項目にレ点を記入）

□受入要請利用者（児）の移送

□自施設での移送

→乗車人数（　　）人　　必要台数（　　）台

□支援施設等での移送

→乗車人数（　　）人　　必要台数（　　）台

特に配慮が必要な事項（　　）

□その他

（　　）

所属部課名	
職・氏名	
連絡先	

被災施設への物資・支援職員の派遣等要請（道→施設）

（様式２－２）

平成　　年　　月　　日

（　　）　様

北海道知事

支　援　要　請　書

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書第３条第２項の規定に基づく支援要請がありましたので、同第４条第２項の規定により、次のとおり支援を要請します。

記

1　被災の状況及び支援が必要な理由（該当項目にレ点を記入）

被災施設の種別・名称		
被災施設の住所・連絡先		
被災の状況	施設(建物)の被災状況	□被害なし　□建物損壊（□半壊・□一部）　□床下浸水 □床上浸水　□電気不通　□ガス不通　□水道不通 □その他（　　）
	利用者(児)の被災状況	負傷者の有無　□有→負傷者数（　　）人　□無 □その他（　　）
	職員の被災状況	負傷者の有無　□有→負傷者数（　　）人　□無 □その他（　　）
支援が必要な理由		

2　必要とする支援の内容及び期間（該当項目にレ点を記入）

区　分	具体的な内容	必要な支援の期間
□生活物資等の提供	□医薬品（物品名：　　数量：　　） □衛生用品（物品名：　　数量：　　） □食　料（物品名：　　数量：　　） □飲　料（物品名：　　数量：　　） □その他（　　）	
□支援職員の派遣	□介護職員　（　　）人 □看護職員　（　　）人 □相談員　（　　）人 □その他　（　　）人	年　月　日 ～ 年　月　日

3　その他必要な事項

（　　）

所属部課名	
職・氏名	
連絡先	

受入施設への物資・支援職員の派遣等要請（道→施設）

（様式２－３）

平成　　年　　月　　日

（　　）　様

北海道知事

支　援　要　請　書

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書第３条第２項の規定に基づく支援要請がありましたので、同第４条第２項の規定により、次のとおり支援を要請します。

記

１　受入利用者（児）数及び受入見込期間

受入施設の種別・名称	
受入施設の住所・連絡先	
被災施設の名称	
受入利用者（児）数	人
受入見込期間	年　月　日～　年　月　日

２　必要とする支援の内容及び期間（該当項目にレ点を記入）

区　分	具体的な内容	必要な支援の期間
□生活物資等の提供	□医 薬 品（物品名：　数量：　） □衛生用品（物品名：　数量：　） □食　料（物品名：　数量：　） □飲　料（物品名：　数量：　） □そ の 他（　）	
□支援職員の派遣	□介護職員　（　）人 □看護職員　（　）人 □相 談 員　（　）人 □そ の 他　（　）人	年　月　日 ～ 年　月　日

３　その他必要な事項

（　　）

所属部課名	
職・氏名	
連絡先	

（様式３－１）

被災施設用

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

施設種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実　績　報　告　書

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書５条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

１　提供を受けた支援の内容及び期間（該当項目にレ点を記入）

区　分	具体的な内容	支援を受けた期間	支援（受入）施設の名称
□生活物資等の提供			
□支援職員の派遣		年　月　日～　年　月　日	
□利用者（児）の受入れ		年　月　日～　年　月　日	
□その他			

※支援を受けた施設が複数ある場合は、全て記入すること

２　その他

（　　）

※上記に記入できない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

記入者職・氏名	
連絡先	

資料８－２（３－１７）

（様式３－２）

受入施設用

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

施設種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実　績　報　告　書

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書５条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

１　提供を受けた支援の内容及び期間（該当項目にレ点を記入）

区　　分	具体的な内容	支援を受けた期間	支援施設の名称
□生活物資等の提供			
□支援職員の派遣		年　月　日～　年　月　日	
□その他			

※支援を受けた施設が複数ある場合は、全て記入すること

２　その他

（　　）

※上記に記入できない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

記入者職・氏名	
連絡先	

（様式４－１）

入所施設用

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

施設種別

住　所　〒

施設名

管理者職・氏名

法人（設置者）名

報　告　書（案）

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書第９条第１項の規定により、次のとおり報告します。

記

1　支援の内容（該当項目にレ点を記入）

受入可能（予定）な人数	人
派遣可能な職員の状況	□　派遣できる → ※（　　）人　□　派遣できない
提供可能な物資等の種類	□　提供できる　　□　提供できない →□医薬品　□衛生用品　□食料　□飲料 □その他（　　）

※派遣できる人数欄は、記載が可能な場合に記載してください。

2　車両の保有状況（該当項目にレ点を記入）

車両の保有状況	□　一般車両　（　　）台　合計乗車可能人数（　　）人
	□　福祉車両　（　　）台 →□車椅子 ※（　　）台　□ストレッチャー※（　　）台 □車椅子・ストレッチャー利用者を除く乗車可能人数　（　　）人

※車椅子やストレッチャーを搭載でき、車内レイアウトの変更が可能な車両については、ストレッチャーを使用した際の台数を優先して記載してください。

3　施設間避難協定の締結状況（該当項目にレ点を記入）

施設間避難協定結結の有無	□　有　　□　無
※有の場合は、協定を締結している施設名	

4　福祉避難所の指定状況（該当項目にレ点を記入）

福祉避難所の指定の有無	□　有　　□　無

5　緊急連絡先等（該当項目にレ点を記入）

事業所番号	※1	事業所 e-mail	
事業所 TEL		事業所 FAX	
利用定員	利用定員　　人	短期利用定員	人
主たる対象者	※2　□　身体障害者	□　知的障害者	□　精神障害者
災害時に通じる衛星電話・無線電話	□　有→（TEL　　）		□　無
緊急時の連絡者の職・氏名	職：　　氏名：		
緊急時の連絡者の連絡先（携帯等）	TEL：　　e-mail：		
緊急時連絡網への携帯番号の掲載の同意	□　同意します	□　同意しません	
施設関係団体への加入の有無	□　有→（団体名　　）		□　無

※1　介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の指定等を受けている施設等は記載してください。
※2　障害者支援施設のみ記載してください。

記入者職・氏名	
連絡先	

（様式４－２）

居住系事業所用

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

施設種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理者職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人（設置者）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報　告　書（案）

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書第９条第１項の規定により、次のとおり報告します。

記

○　緊急連絡先等（該当項目にレ点を記入）

事業所番号	※1	事業所 e-mail	
事業所 TEL		事業所 FAX	
利用定員	利用定員　　人		
主たる対象者	※2　□ 身体障害者　□ 知的障害者　□ 精神障害者		
災害時に通じる衛星電話・無線電話	□ 有→（TEL　　）	□ 無	
緊急時の連絡者の職・氏名	職：　　氏名：		
緊急時の連絡者の連絡先（携帯等）	TEL：　　e-mail：		
緊急時連絡網への携帯番号の掲載の同意	□ 同意します　□ 同意しません		
施設関係団体への加入の有無	□ 有→（団体名　　）	□ 無	

※1　介護保険法、障害者総合支援法の指定等を受けている施設等は記載してください。

※2　障害者関連施設のみ記載してください。

記入者職・氏名	
連絡先	

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目記入要領

○災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目第６条の規定に基づく様式４－１及び様式４－２の記入については、次のとおりお願いします。

１　施設種別、住所、施設名、管理者職・氏名、法人（設置者）名【共通】

施設の種別、住所（郵便番号を含む）、施設名、管理者職・氏名、法人（設置者）名を、それぞれ記載してください。

(1) 施設種別欄は、次の中から該当する施設種別を選択して記載してください。

（救護施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、情報障害児短期治療施設）

(2) 管理者職・氏名欄は、事業所の長（施設長、所長等）の職名と氏名を記載してください。

(3) 法人（設置者）名欄は、法人名や会社名等を記載してください。

２　支援の内容【様式４－１】

災害時に、被災施設から支援要請があった際、貴施設で被災施設の入所者を受け入れることが可能な人数、被災施設に貴施設職員を派遣出来るか否か、被災施設に物資を提供出来るか否かについて、記載してください。

(1) 受入可能（予定）な人数欄には、同種の施設入所者を一定期間※受け入れることができる人数を記載してください（実際に受入要請を行う必要性が生じた場合は、その段階で受入施設に、あらためて受入が可能かの確認を行いますので、現時点で記載できる内容を、可能な限り記載してください）。

※災害の規模によっても異なりますが、原則、被災した施設が復旧し、入所者が自身の施設へ戻れるまでの期間

(2) 派遣可能な職員の状況欄には、貴施設職員の現状を踏まえた上で、「派遣できる」のか、「派遣できない」のかを回答の上で、「派遣できる」と回答した場合は、可能であれば（　）内に人数を記載してください（実際に派遣要請を行う必要性が生じた場合は、その段階で各施設に、あらためて職員の派遣が可能かの確認を行いますので、現時点で記載できる内容を、可能な限り記載してください）。

３　車の保有状況【様式４－１】

貴施設の保有している車両について、記載してください。

(1) 一般車両を保有している場合は、（　）内に台数を記載してください。また、合計乗車可能人数欄には、運転する方を含めた乗車可能人数を記載してください。

(2) 福祉車両を保有している場合は、（　）内に台数を記載してください。

当該車両に、車椅子やストレッチャーを搭載できる場合は、その台数を記載した上で、運転する方を含めた乗車可能人数を記載してください（車椅子やストレッチャーに乗っている方の人数は、乗車可能人数に含めません）。

なお、車椅子やストレッチャーを搭載でき、車内レイアウトの変更が可能な車両については、ストレッチャーを使用した際の台数を優先して記載してください。

4　施設間避難協定の締結状況【様式４－１】

災害時に、利用者の避難が迅速かつ安全に行えるよう、あらかじめ同種又は類似の施設と相互の避難と受入れに関する協定を締結しておく「施設間避難協定」について、貴施設の協定締結状況（協定締結の有無）を記載してください。

また、協定を締結している場合は、締結先の施設名を記載してください（様式の欄が不足する場合は、別紙に記載の上、提出願います）。

5　福祉避難所の指定状況【様式４－１】

一般の避難所での生活が困難と考えられる方を支援するため、市区町村が区域内の介護施設等をあらかじめ指定することとしている「福祉避難所」について、貴施設の指定状況（指定の有無）を記載してください。

6　緊急連絡先等【共通】

事業所番号（介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の指定を受けている施設等は、番号を記載してください）、事業所 e-mail、事業所 Tel、事業所 Fax、利用定員、短期利用定員、主たる対象者（障害者支援施設・事業所のみ記載してください。複数選択可）、災害時に通じる衛生電話・無線電話の有無（有の場合は、電話番号を記載してください）、緊急時の連絡者の職・氏名、緊急時の連絡者の連絡先（災害時は、施設の固定電話が不通になる場合が想定されるため、可能な限り緊急時の連絡者の携帯電話番号を記載してください）、緊急時連絡網への連絡先（携帯等）の掲載の同意の有無（連絡網は、道、施設関係団体の事務局のみに配布することを前提に同意の有無を記載してください）、施設加入団体への加入の有無を、それぞれ記載してください。

7　記入者職・氏名、連絡先【共通】

本書を記入された方の職・氏名、連絡先（職場の電話番号）を記載してください。